

Ⅱ 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

～ 不正に還付申告を行っていた法人から8億33百万円を追徴 ～

- 虚偽の申告により不正に消費税の還付金を得るケースが見受けられます。こうした不正還付等を行っていると思われる法人については、的確に選定し、厳正な調査を実施しています。
- 令和2事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、94件（前年対比75.2%）に対し実地調査を実施し、消費税13億50百万円（同1,033.0%）を追徴課税しました。また、そのうち22件（同71.0%）は不正に還付金額の水増しなどを行っており、8億33百万円（同1,613.2%）を追徴課税しました。

○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 125	% 85.6	件 94	% 75.2
非違があった件数	2	件 83	% 94.3	件 66	% 79.5
うち不正計算があった件数	3	件 31	% 114.8	件 22	% 71.0
調査による追徴税額	4	百万円 131	% 69.8	百万円 1,350	% 1,033.0
うち不正計算に係る追徴税額	5	百万円 52	% 63.4	百万円 833	% 1,613.2
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	千円 1,045	% 81.5	千円 14,362	% 1,374.4
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	千円 1,666	% 55.2	千円 37,871	% 2,273.2

(注) 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

～ 海外取引等に係る調査で9億88百万円の申告漏れを把握 ～

- 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外の取引先への手数料を水増し計上するなどの不正計算を行うものが見受けられます。国税庁では、このような海外取引法人等に対しては、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。
- 令和2事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を94件（前年対比42.0%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを、25件（同52.1%）、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を9億88百万円（同78.4%）把握

○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

項目		令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 224	% 95.3	件 94	% 42.0
海外取引等に係る非違があった件数	2	件 48	% 80.0	件 25	% 52.1
うち不正計算があった件数	3	件 11	% 61.1	件 5	% 45.5
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	4	百万円 1,260	% 56.5	百万円 988	% 78.4
うち不正所得金額	5	百万円 553	% 68.8	百万円 206	% 37.3

2-2 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税等）

～ 海外取引等に係る源泉所得税等で6百万円を追徴 ～

- 経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国税庁では、非居住者や外国法人に対する支払（非居住者等所得）について、国外送金等調書をはじめとした資料情報等を活用し、源泉所得税等の観点から、重点的かつ深度ある調査を実施しています。
- 令和2事務年度においては、非居住者や外国法人に対する不動産の賃貸料や工業所有権の使用料等の支払について源泉所得税等の課税漏れを4件（前年対比17.4%）把握し、6百万円（同7.5%）を追徴課税しました。

○ 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

項目		令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
非違があった件数	1	件 23	% 109.5	件 4	% 17.4
調査による追徴本税額	2	百万円 86	% 205.2	百万円 6	% 7.5

3 無申告法人に対する取組

～ 無申告法人から4億17百万円を追徴 ～

- 事業を行っているにもかかわらず申告をしていない法人を放置しておくことは、納税者の公平感を著しく損なうものであることから、国税庁では、登記情報等から法人を把握した上、無申告法人を的確に管理するとともに、こうした稼働無申告法人に対する調査に重点的に取り組んでいます。
- 令和2事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、事業を行っていると見込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税84百万円（前年対比27.0%）、消費税3億30百万円（同119.1%）、合わせて4億14百万円（同70.9%）を追徴課税しました。
- このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告であった法人に対し、法人税29百万円（同14.3%）、消費税73百万円（同71.4%）を追徴課税しました。

○ 無申告法人に対する実地調査の状況

項目			令和元		令和2	
			件数等	前年対比	件数等	前年対比
法人税	実地調査件数	1	件 117	% 91.4	件 68	% 58.1
	うち不正計算があった件数	2	件 33	% 113.8	件 8	% 24.2
	調査による追徴税額	3	百万円 311	% 47.0	百万円 84	% 27.0
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	4	百万円 203	% 72.2	百万円 29	% 14.3
消費税	実地調査件数	5	件 94	% 94.0	件 64	% 68.1
	うち不正計算があった件数	6	件 26	% 118.2	件 8	% 30.8
	調査による追徴税額	7	百万円 277	% 78.4	百万円 330	% 119.1
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	8	百万円 102	% 99.8	百万円 73	% 71.4
調査による追徴税額合計		9	百万円 588	% 57.9	百万円 414	% 70.9
うち不正計算があった法人に係る追徴税額		10	百万円 305	% 79.4	百万円 102	% 33.4

（注）調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税（譲渡割額）が含まれています。